



平成25年度補助事業等実績報告書

平成26年4月28日

函館市長 工藤 壽樹 様

住 所 函館市本町20番4号  
補助事業者等 団体名および 特定非営利活動法人  
ウイメンズネット函館  
代表者氏名 理事長 古川 満寿子

補助事業等の名称 配偶者等暴力被害者自立支援事業

平成25年6月14日付け函子子をもって補助金等の交付の決定を受けた上記の補助事業等は、平成26年3月31日完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

補助金等交付決定通知額	金2,000,000円
補助金等領収済額	金2,000,000円
補助金等領収未済額	金0円

補 助 事 業 等 の 実 績 書

申請者の概要	設立年月日 1998年2月21日 構 成 員 個人 294人 団体 17団体 営む主な事業
	暴力（身体的・精神的）に苦しんでいる女性たちの問題の解決を図ることを通じて、女性の人権を擁護し自立と地位の向上をめざす
補助事業等の内容	<p>● 夫や親密な間柄にある者等からの暴力を受けて傷ついた女性とその同伴者（子どもなど）を一時的に保護する場であるシェルター（アパート等を賃借）を、いつでも安心して利用できるように確保し、継続的な運営を行った。</p> <p>また、シェルター退所後の中長期的な支援の場となるステップハウスの運営を行うとともに、DV被害により困難を抱えた女性を精神的、経済的自立ができるようなサポートも行った。</p> <p>参考：その他ウィメンズネット函館の活動など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シェルター入居者のサポート</li> <li>・ハローワーク同行</li> <li>・資格取得、就職情報の提供</li> <li>・電話による相談活動、関係機関との連携</li> <li>・自立支援のための研修等、DVを受けた子どもへの支援</li> <li>・総会、運営会議の開催</li> <li>・市民を対象にした啓発活動、ボランティアスタッフの養成</li> <li>・活動資金確保のための各種事業の実施</li> </ul>
補助事業等の実施による効果	<p>平成13年に施行された「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」が、元配偶者からの暴力の防止などを含む内容に拡大され改正、平成16年12月施行、また、被害者のさらなる支援に向けて保護命令が拡大され改正、平成20年1月施行、状況にあわせて法改正を重ねるなか、相談件数やシェルター利用者数は今後さらに増加することが予想され、本事業は、被害を受けた女性が、精神的な安らぎを得て、自立していくために大いに効果があった。</p>
備 考	<p>※補足</p> <p>DV被害者の一時保護については、北海道からの委託契約事業であり、保護した人員数、日数などに応じて委託料が支給されるが、委託料の用途は、主に水光熱費、被服、食費、消耗品等の被害者へのサービスの提供に伴う支出とサポートスタッフへの人件費等であり、賃借しているシェルターの家賃については、対象外である。</p> <p>ステップハウスは、シェルターを退所したDV被害者が、支援者の見守りのもと、自立するまでの間に居住するための場で、一時保護とは異なり、公的な委託契約による事業ではなく、ウィメンズネット函館が自主的に運営する事業である。</p> <p>市から補助を受けることにより、これらの事業を安定して運営をすることが可能となった。</p>

補助事業等の収支決算書

収入の部

項目	①	②	②-①	内 訳
	本年度予算額	本年度決算額	増減	
	円	円	円	
補助金	2,000,000	2,000,000	0	市
寄付金	699,000	586,760	△ 112,240	ウイメンズネット 函館全体の寄付金 収入より
前年度繰越金	0	0	0	
合 計	2,699,000	2,586,760	△ 112,240	

支出の部

項目	①	②	①-②	内 訳
	本年度予算額	本年度決算額	増減	
	円	円	円	
シェルター家賃	1,271,000	1,270,080	920	シェルター2軒, 払込手数料
ステップハウス家賃	720,000	720,000	0	家賃を事務所とス テップハウス使用分 (60%)で面積按分
自立支援関係費	600,000	596,680	3,320	就労支援講座
シェルター移転経費	108,000	0	108,000	シェルター移転時 に要する経費
合 計	2,699,000	2,586,760	112,240	

収支差引額 0円